

○ 伊豆市立学校小規模特認校制度実施要綱

令和6年9月20日
教育委員会告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域と連携した特色ある教育活動を推進する市内の小規模な学校について、伊豆市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域を定める規則（平成16年伊豆市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、児童生徒が市内全域から就学することを認める制度（以下「小規模特認校制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度により就学することができる市立学校（以下「小規模特認校」という。）は、伊豆市立土肥小中一貫校とする。

(対象者)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる者は、規則第2条第1項の規定により指定する土肥小中一貫校の通学区域外に居住し、伊豆市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該小規模特認校での就学を適当と認める児童生徒とする。

(就学の条件)

第4条 小規模特認校への就学の条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就学を希望する児童生徒及びその保護者が現に市内に在住していること、又は就学までに市内への転入が見込まれること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動及びP T A活動等へ賛同し協力すること。
- (3) 児童生徒は、通常学級のカリキュラムのもとで学ぶこと。
- (4) 通学における安全確保は、保護者責任の下に行う。

(就学時期及び就学期間)

第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童生徒又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童生徒を規則第2条の規定により指定する学校に就学させることができる。

(定員等)

第6条 小規模特認校へ就学できる各学年の就学予定者等の募集定員数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

(就学の申請等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する児童生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校就学申請書（様式第1号）を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面接を行った後、小規模特認校の就学に係る意見書（様式第2号）を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

(許可等)

第8条 教育委員会は、申請書の内容を審査するとともに、小規模特認校の就学に係る意見書の内容を考慮し、適当であると認めるときは、就学を許可する。ただし、適当であると認めた就学予定者等が募集定員数を超えたときは、抽選によるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは、申請者に小規模特認校就学許可通知書

(様式第3号)を交付するものとする。

3 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、申請者に小規模特認校就学不許可通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(1) 第4条に規定する就学の条件を満たさないとき。

(2) 前条第2項の面接により学校長が小規模特認校の就学に適していないと判断したとき。

(3) 第1項ただし書きの規定による抽選に外れたとき。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定による許可をした後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書(様式第5号)により、就学の許可を得た申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があった児童は、規則第2条の規定により指定する学校に就学するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。